

インフルエンザの警報を継続します。
手洗い、咳エチケット等予防に努めましょう

1 流行状況

平成 30 年第 12 週の感染症発生動向調査では、インフルエンザの定点当たり報告数が全県で **13.77** となり、国の示す警報基準（定点当たり 30）を下回っているものの、警報終息の基準（定点当たり 10）を超えています。

○感染症発生動向調査（サーベイランス）定点当たり報告数

平成 30 年第 12 週（3 月 19 日～3 月 25 日）

新潟県	新潟市	新発田	新津※	三条	長岡	魚沼	南魚沼	十日町	柏崎	糸魚川	村上	佐渡	上越
13.77	12.46	14.25	8.67	16.63	19.31	12.00	23.00	19.00	9.60	6.67	8.00	20.33	8.80

※ 新津は、新潟地域振興局管内（五泉市、阿賀町）

○昨シーズン初めて、全県で警報基準を超えた週

平成 29 年第 5 週（1 月 30 日～2 月 5 日）

参考	流行開始の目安	定点当たり報告数	1
	注意報の基準	定点当たり報告数	10
	警報の基準	定点当たり報告数	30

2 県民の皆様へのお願い

- 外出が必要な場合には、人混みを避け、外出後は手洗いを徹底してください。マスクを着用することは一つの防御策と考えられます。
- 発熱、咳などのインフルエンザ症状のある方は、咳エチケットを守り、マスクを着用して行動してください。
- 基礎疾患（慢性肺疾患、免疫不全状態、慢性心疾患、糖尿病、腎臓病等）のある方や妊婦は重症化する例もありますので、予防には特に注意してください。
- バランスのとれた食事と十分な睡眠で基礎体力をつけてください。
- 室内では、適度な湿度（50～60%）を保ってください
- り患したと思われる場合は、早めに医療機関を受診してください。